

指名停止業者一覧表

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株 取締役社長 井上 和幸	平成30年3月30日から 平成30年9月29日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号(独占禁止 法違反行為)	公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線建設工事を巡り、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料し、清水建設株式会社を含む4社らを平成30年3月23日、検事総長に告発し、同日、東京地方検察庁は、4社らを独占禁止法違反(不当な取引制限)の罪で起訴した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため、指名停止措置要領第2条第1項別表第2第4号(独占禁止法違反行為)の規定により6か月の指名停止とする。